



滝沢 卓三

「オンライン資格確認」が2021年10月に開始されました。これは、マイナンバーカードのICチップに記録された利用者証明用電子証明書や、保険証の記号・番号を用いて、患者さんの保険確認を行うことです。患者さんと医療機関の双方に

メリットがあります。手続きが簡単に

オンライン資格確認では、医療機関が、ほかの医療機関で処方された薬の情報や特定健診の結果を取得できます。これにより、患者さんは初めて受診した医療機関でも、他院で受けた治療を踏まえた診療を受けることができます。災害などの緊急時に、急ぎやかかりつけ医以外の医療機関を受診するときに、速やかに診察や同じ薬の処方を受けられるのも

利点です。

医療費が高額になる場合に窓口支払額を軽減できる「高額療養費

医事課係長

マイナンバーカードの保険証利用



受診時にさまざまな利点

「制度」の手続きは簡単になります。従来は事前に保険者に申請して「限度額適用認定証」などの交付を受ける必要がありました。オンライン資格確認では、患者さんの同意を得た上で、医療機関が認定

「限度額適用認定証」の情報を即座に取得することができます。これまでの保険証と違って常に最新の保険情報を確認できるため、転職や結婚、引っ越しなどで保険証の記載内容が変更になった場合に、新しい証書の発行

を待たずに保険診療を受けることもできます。

処方箋もカードで

マイナンバーカードを使った保険確認は、専用の機械にカードをかざすだけです。本人確認は顔認証またはパスワード入力で行い、非接触かつスピーディーに行えます。

今年1月から、オンライン資格確認システムを活用した「電子処方箋」の運用が始まりました。これは処方箋を電子化し、情報を一つのシステムに集約させて管理することで、重複投薬や併用禁忌の確認などができるもの

です。今までの紙の処方箋は不要になります。このように、医療分野でもマイナンバーカードを使ったさまざまなサービスの提供が始まっています。情報を集約し連携させることで、より質の高い医療が提供できる体制が出来上がっています。

なお、マイナンバーの保険証利用には専用の機械が必要で、また全ての医療機関で利用できるわけではありません。詳しくは利用している医療機関にお尋ねください。

また「福祉医療費受給者証」などの県や市町村が発行する証書は、これまで通り持参することが必要です。